

規 約

立川市バスケットボール協会

立川市バスケットボール協会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、立川市バスケットボール協会と称し、事務所を理事長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、市民へのバスケットボールの普及及び技術の進歩・発展に寄与し、併せて体位・体力の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、競技会・講習会の開催及び運営、その他の普及事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、次の4部門をもって組織する。各部門は独立の組織とし、各部門の代表者により本部を構成する。

1、 一般の部

一般の部は、立川市内居住者または市内に所在する学校の生徒または卒業生で組織するチーム及び、立川市内の事業所に勤務する者で15才以上(中学卒業)の者をもって組織するチームで構成される。

2、 高等学校の部

立川市内に所在する高等学校において組織するチームで構成される。

3、 中学校の部

立川市内に所在する中学校において組織するチームで構成される。

4、 ミニの部

立川市内または近郊に居住する小学校児童により組織するチーム及び立川市内に所在する小学校または地域で組織するチームで構成される。

(登録)

第5条 チーム登録は、各部門にて詳細を定める。

(本部役員)

第6条 本会につぎの本部役員を置く。

会 長 1 名

副会長	2名以内
理事長	1名
常任理事	若干名
会計理事	1名
監查理事	2名

(部門役員)

第7条 各部門に次の役員を置く

部門長	1名
理 事	若干名
会計理事	1名
監查理事	1名

部門長及び部門理事数名が本部役員を構成する。各部門の名称及び役員数については、各部門ごとに詳細を決めるものとする。

(本部役員の任期)

第8条 本部役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長及び顧問)

第9条 会長は、理事総会の決議を経て名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

(本部役員の選出)

第10条 本部役員は、各部門より選出し、理事総会において承認する。会長、副会長、理事長、本部会計理事及び本部監查理事は常任理事会により選出する。

(本部役員の任務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は、会長を補佐し会務を整理するとともに、必要に応じて会長の代行を行う。理事長は、会務の執行を統括するとともに渉外を担当する。理事は、会務を執行する。会計理事は、本会の会計を処理する。監查理事は、会計及び会務について監査する。

(会議)

第 12 条 本会の会議は、理事総会及び常任理事会とする。

- 1、 理事総会は、本部役員及び協会の各部門の理事をもって構成する。
- 2、 常任理事会は、本部役員をもって構成する。

(理事総会)

第 13 条 理事総会は、原則として年 1 回 4 月から 6 月の間に招集し次の事項を審議決定する。理事総会の招集は会長が行い議長となる。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。

- 1、 事業計画及び事業報告
- 2、 予算の審議及び決算報告
- 3、 役員の選出
- 4、 規約の改定
- 5、 その他重要事項

(常任理事会)

第 14 条 常任理事会は、理事総会の決定に基づき会務を分掌する。常任理事会の招集は、各本部理事の求めに応じ会長が召集し、開催は随時とする。

(会議の成立)

第 15 条 理事総会及び常任理事会は、構成人員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、その議決は、出席人員の過半数をもって決する。但し、規約の改正は、出席人員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(会計)

第 16 条 本会の会計は次のとおりとする。

- 1、 補助金
市からの補助金については、本部で預かった後、各部門に配布する。
- 2、 加盟費・大会参加費
各部門において大会参加費を決定する。大会参加費の中に、加盟費が含まれていても差し支えない。また、大会ごとに決める場合及び年間で決める場合のどちらでもよいものとする。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了する。

附則 1

この規約は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

この規約は平成 23 年 6 月 1 日から改正施行する。

附則 3

この規約は平成 24 年 4 月 25 日から改正施行する。

附則 4

この規約は平成 28 年 4 月 20 日から改正施行する。